

認定申請について

1. 認定申請とは

平成27年4月に本格スタートした子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所を利用する際は、「認定証」の交付を受けることが必要となります。

※子ども・子育て支援新制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的な考えのもと、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

2. 教育・保育給付認定区分

保育園の利用にあたっては、認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定除く)	幼稚園 認定こども園(幼稚園枠)
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育園枠)
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	

※ 2号または3号認定は、保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

3. 保育の必要性の認定について

保育所での保育を希望される場合の認定(2号認定、3号認定)に当たっては保護者の状況として次の点が考慮されます。

- (1) 保育を必要とする事由(次のいずれかに該当することが必要です)
 - ① 常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。(1か月当たり60時間以上従事していること)

- ② 自営、内職など家庭内の仕事をしている。（１か月当たり６０時間以上従事していること）
- ③ 母親の出産前、出産後。
- ④ 病気または心身に障がいがある。
- ⑤ 長期にわたり病人や心身に障がいのある親族（同居）の介護に当たっている。
- ⑥ 火災またはその他の災害の復旧に当たっている。
- ⑦ 学校または資格取得のために就学する。
- ⑧ 育児休業中である。（３～５歳児のみ）
- ⑨ その他、①～⑧以外に明らかに児童の保育が必要と認められる場合。

(2) 保育の必要量

認定申請により保育の必要量の認定を行います。保育の必要量により、保育標準時間、保育短時間のいずれかに区分します。

① 「保育標準時間」利用

主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大で１１時間。就労などで１か月当たり１２０時間以上。

② 「保育短時間」利用

主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大８時間。就労などで１か月当たり６０時間以上。

(3) 「優先利用」の事由

ひとり親家庭、生活保護世帯、お子さんに障がいがある場合などには、優先的な利用が必要と判断される場合があります。

4. 認定申請の手続きについて

- ① 町に保育の必要性の認定申請をしていただきます。（入所申込と同時に申請していただきます。）
- ② 審査後、保育の必要性等を記載した「認定証」が、町から交付されます。
- ③ 保育の優先順位の高い方から、入所の決定を行います。（認定証は、施設の入所を決定するものではありません。）